


令和6年10月2日判決言渡し 同日原本交付 裁判所書記官 

令和5年(ワ)第26号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和6年8月26日

判 決

5

広島県庄原市三日市町309

原 告 高 野 邦 夫

東京都千代田区霞が関1-1-1

被 告 国

同代表者法務大臣 牧 原 秀 樹

10

同 指 定 代 理 人 高 野 剛

同 山 本 勝 宏

同 千 同 舞

同 齊 藤 慎 也

同 石 井 秀

15

同 山 下 峻

同 武 隈 亮

同 大 石 田 賢 治

広島市中区上八丁堀5-5 セントラルメゾン上八丁堀1階

被 告 福 永 孝

20

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

25

被告らは、原告に対し、連帯して、10万円及びこれに対する平成29年12月15日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告が、庄原簡易裁判所平成29年（ハ）第14号損害賠償請求事件（以下、「前件損害賠償請求事件」という。）において、西山明庄原簡易裁判所判事（以下、「西山裁判官」という。）、庄原区検察庁の牛尾昌伸副検事（以下、「牛尾検察官」という。）及び広島県の訴訟代理人であった被告福永が共謀して誤った判決を作出したと主張し、被告らに対し、民法709条、719条に基づき、慰謝料の一部として10万円及びこれに対する不法行為の後である平成29年12月15日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

1 争点

本件の争点は、被告らが共謀して誤った判決を作出したことによる損害賠償請求が認められるか、である。

2 争点に関する当事者の主張

(1) 原告の主張

西山裁判官、牛尾検察官及び被告福永は、三者共謀して狂言裁判（前件損害賠償請求事件）を作出した。

被告は、前件損害賠償請求事件において、送致番号簿を提出したところ、同送致番号簿は、偽造されたものであり、これを真正なものとする主張はすべて虚偽の主張である。

(2) 被告国の主張

原告が本件において主張する西山裁判官及び牛尾検察官の各行為は、いずれも公権力の行使に当たるから、被告国が民法上の不法行為責任を負う余地はなく、原告の主張はそれ自体失当であるか、理由がない。

仮に、原告の請求を国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求と解したとしても、裁判官がした争訟の裁判について国家賠償法1条1項の適用上違法なものとして国の賠償責任が肯定されるには、裁判官がその付与された権限

の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認め得るような特別の事情があることを必要とすると解するのが相当であるところ、原告は、特別の事情の存在について何ら主張していないから、原告の請求は、その主張自体から理由がないことが明らかである。

5 前件損害賠償請求事件は、原告が広島県を相手として提起したものであって、牛尾検察官は裁判の手續に何ら関与していない他、その争点とされる行為にも一切関わりがなかったものであり、原告の主張に理由がないことは明らかである。

(3) 被告福永の主張

10 西山裁判官、牛尾検察官及び被告福永の間には何らの共謀も存在しない。
被告福永が前件損害賠償請求事件において提出した証拠の記載内容が虚偽であることの立証は何らされていない。被告福永の代理人としての行為に何ら違法性や過失は存在しない。

第3 当裁判所の判断

15 1 認定事実

上記前提事実及び当事者間に争いのない事実のほか、後掲の各証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 原告は、平成29年5月2日、庄原警察署の警察官に対し、同日訴外津田廣雄が原告に対し暴行し、傷害を負わせた旨申告した。

20 庄原警察署司法警察員は、同年6月9日、庄原区検察庁検察官に対し、上記事実に係る刑事事件を送致した。

原告は、同月12日、広島地方検察庁三次支部検察官に対し、上記事実に加え住居侵入に係る事実が付け加えられた内容の告訴状を提出した。

25 牛尾検察官は、平成29年12月14日、住居侵入罪については不起訴処分にし、傷害罪については庄原簡易裁判所に略式命令請求し、同月21日、同裁判所において20万円の罰金に処する略式命令があり、確定した。

(甲1、3、15、乙1)

5 (2) 原告は、上記の事件につき、住居侵入罪等及び傷害罪の被疑者として告訴しようとしたが、庄原警察署の司法警察員が告訴事件として受理せず、速やかに検察官に事件を送付しなかったことにより、告訴権を侵害され、名誉感情を著しく害され、検察官の告訴を余儀なくさせられたなどとして、広島県
10 に対し、国家賠償法1条1項に基づき、慰謝料等10万円及び遅延損害金の支払いを求めた(前件損害賠償請求事件)ところ、西山裁判官は、請求棄却の判決をした(甲1)。

10 同事件において広島県の訴訟代理人弁護士であった被告福永は、送致番号簿を証拠として提出した。同送致番号簿には、送致番号23番として、6月9日に被疑者津田廣雄を傷害罪で庄原区検察庁に送致した旨などが記載されていた(甲2)。

15 2(1)ア 原告は、西山裁判官及び牛尾検察官のした行為が民法上の不法行為を構成する旨を主張し、被告国に対し、損害賠償請求をしているが、原告が主張する不法行為は公権力の行使に当たる公務員の行為であるから、民法上の不法行為責任の規定は適用されない。

そこで、原告の主張する西山裁判官及び牛尾検察官の行為について、国家賠償法1条1項の適用の有無を検討する。

20 イ 裁判官がした争訟の裁判については、同項の適用上違法なものとして国の賠償責任が肯定されるためには、当該裁判官が違法または不当な目的をもって裁判したなど、裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認め得るような特別の事情があることを必要とする。

25 (2) 原告は、送致番号簿が偽造されたものであり、西山裁判官、牛尾検察官及び被告福永が共謀して誤った判決を作出したと主張するが、同送致番号簿が偽造されたものであることや、西山裁判官、牛尾検察官及び被告福永が何ら

かの共謀をして誤った判決を作出したことを、証拠上認めることはできない。

(3) したがって、西山裁判官に上記(1)の特別の事情があるとは認められず、西山裁判官及び牛尾検察官に国家賠償法1条1項の適用はなく、被告国は、同項に基づく責任を負わない。被告福永は、不法行為責任を負わない。

5 3 結論

よって、原告の請求は、理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

広島地方裁判所三次支部

10

裁判官

岡村祐衣 

これは正本である。

令和6年10月2日

広島地方裁判所三次支部

裁判所書記官 藤永芳真

